

知っていますか？クーリング・オフ

(ハガキ記入例)

契約日 ○年○月○日
販売会社名 ○○
商品名 ○○
商品価格 ○○円

上記契約を解除します。なお、支払済代金○○円を返金し、商品を至急引き取ってください。

○年○月○日
住所 ○○○
氏名 ○○○

クーリング・オフって？

訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法、キャッチセールスなどで契約をしたときに無条件解約できる制度

クーリング・オフできる期間は？

契約書を受け取ってから8日間（マルチ商法、内職商法は20日間）

クーリング・オフの方法

- ・電話でなく必ず書面（ハガキ、封書）で
- ・ハガキは配達記録郵便、封書は内容証明郵便で
- ・ハガキは両面コピーして保存
- ・クレジット払いの時はクレジット会社にも出す

※店舗販売・通信販売などはクーリング・オフ対象外です。

悪質商法の被害にあったときには・・・

福岡市消費生活センター相談コーナー

TEL: 092-781-0999

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

電話相談：平日、第2・第4土曜日9時～17時

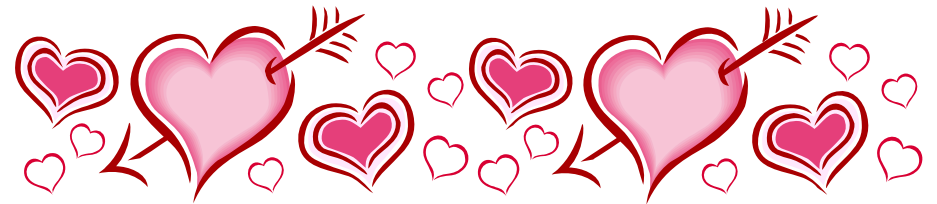
来所相談：平日9時～17時

※電話番号のおかけ間違いにご注意下さい。

ホームページ <http://www.city.fukuoka.jp/shohi/>

迷惑行為にNO!

キャッチセールスにご用心!



福岡市消費生活センター

販売目的をかくして街頭で呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、言葉巧みに商品やサービスを契約させる**キャッチセールス**

若いあなたが狙われています！！

相談事例

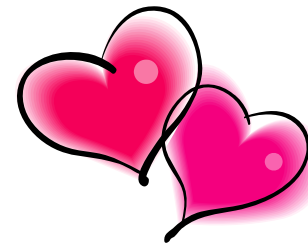
街頭で呼び止められ、アンケートに答えた。お礼に肌診断をしてくれるそうなので、営業所に行った。そこで、「お肌がボロボロになっている。このままでは大変なことになる」と言われ、不安になり、エステと化粧品の契約をした。

しかし、化粧品を使っているとよけい肌が荒れた。ローンの支払いも大変なので、解約したい。



対処法

- ◆知らない人に声をかけられても相手にしない。
- ◆営業所などについていかない。
- ◆不要なものは、はっきり断る。
- ◆キャッチセールスの場合は契約書受領日から8日間はクーリング・オフにより無条件で解約できます。ただし、化粧品や健康食品などの特定の消耗品に限り、使用した商品についてはクーリング・オフの対象から除外されます。
- ◆エステの場合は、クーリング・オフ期間経過後でも、解約手数料を払うことによって中途解約できます。解約手数料の上限は、未使用サービス料金の1割か2万円のいずれか低い額です。



契約は慎重にしましょう